

# 会議結果まとめ

## 第3回京丹波町公共料金等審議会

日 時 平成19年12月4日（火）午前9時00分  
場 所 京丹波町役場議場  
出席者 8名

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

委員の皆様方におかれましては、師走に入り、大変お忙しいところ繰り合わせご出席いただきありがとうございます。

前回から、下水道料金の現状等につきまして、担当課であります水道課よりご説明いただき、具体的な審議のスタートを切ったところです。

本日は、第3回目となりますが、前回に引き続き、「下水道料金の適正なあり方について」を議題とすることになっております。住民生活に直接影響のあることですので、活発に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

### 3 議題

#### (1) 京丹波町下水道料金の適正なあり方について

##### ①使用料の統合について

(委員) 合併した同じ町内で地域によって料金が異なっているのは不自然であり、統合すべきである。

(委員長) 審議会の方針として、町の一体性の確保、負担の公平性の原則から「下水道の使用料については統合すべきである」ということとしてよいか？

<委員 承認>

##### ②使用料体系について

<担当課より下水道料金の体系について、資料をもとに説明>

(委員) 山水等の単独使用の家はあるのか？

(担当課) 下山新田地区が該当。

(委員) メリット・デメリットを整理してみると、大きくみて従量制のデメリットが一番少ない。その場合の課題は、井戸水・山水等の利用の取扱い。従量制の定額部分の設定や累進制を採用している市町村が多い。処理施設によってきめ細かな料金制定という考え方もあるが、先程、料金を統合すべきということで決定しており、できるだけ簡単な料金体系の方が理想である。工場等で上水は使用するが下水には流さない所の取扱いに留意する必要がある。

(担当課) 大規模な工場等については、個別浄化槽を設置し、接続していない所が多い。

(委員) 検討点としては、一般家庭・事業所・公共施設を区別して議論する必要があるのでは？

(担当課) 公民館等については、定額制の場合、使用頻度に比べて負担が大きい。従量制にすれば負担は軽くなる。大規模な事業所については自己設置の浄化槽が多い。飲食店については、それぞれによる。

(委員) 下水は、トイレだけではない。使用した排水は全て下水である。公民館や飲食店については従量制により実情に応じたものとなる。ただし、水道は使うが下水に流さない業はどうなるのか？そのあたりの整理をしておいてほしい。1番従量制が良いように思う。

(委員) 従量制ならば使用者から理解を得やすい。ガソリンスタンドの洗車の水はどこへ流れるのか？

(担当課) 上水は使用するが、下水に流さないものについては研究させていただく。井戸水等の使用について、把握ができていない。メーターを設置する場合、個人がするのか町がするのかも含めて検討する必要がある。認定水量について理解が得られるのかという点もある。

(委員) 井戸水等の使用について整理が必要。

<一般家庭についてのまとめとして従量制に移行することについて>

(委員) 従量制の採用について、他市町も含め妥当ではないか。累進制も必要であるし、事業所についても使用料に応じてのものなので良いのではないか。

(委員) 方向性としては、従量制になるが今回決定するのは時期尚早ではないか。事業所については個別設置が大半とは聞いたが、いろんな議論が審議会として必要ではないか。

(委員) 事業所の実態について、情報を求める。

(委員) 井戸水等の使用者の情報が必要。業者の形態について使用料についての苦情があれば、情報提供してほしい。

(担当課) 現在は定額制ですので、一人家庭等の苦情はあるが、事業所からはない。

(委員) 畑川ダム整備により水資源を活用する方向性も必要。

(委員) 事業所への配慮がいる。多く使用される事業所については、負担が大きくなる。排水の水質も事業所によって違う。

(委員) 事業所関係で問題となることは？

(担当課) 受入体制によって、大規模な工場等は（処理）能力的に不可能なため、個別の浄化槽において処理してもらうことになる。

(委員) 従量制は良い。上水と下水で（処理）費用はどれくらい違うのか？

(担当課) 現在は定額制であるため、比較ができないが、一般的に下水処理の方が費用が多くかかる。

(委員) 井戸水等使用者の情報収集方法の提示と事業所の実態把握（下水の除外施設・対象施設など）の資料を求める。

(担当課) 次回、提出させていただく。

### ③維持管理経費等について

<担当課より維持管理経費等について、資料をもとに説明>

(委員) 浄化槽の委託料が群を抜いて増えているが？

(担当課) 浄化槽には個人設置(補助金型)と町設置がある。合併により事業対象区域が広がり、町管理の浄化槽数が増えたもの。

(委員) 浄化槽の委託料については、比較母体(管理している設置基数)が違うので、単純比較できないのでは？

(担当課) 次回、集合処理と個別処理を分けて集計し、事業別の集計表を提出する。

(委員) 合併前後で大幅に削減できている。

今後のソフト面での見直しは？

(担当課) 一番大きな(割合を占める)委託料について、大幅な削減は難しい。

国からの通知により、事業の別に関係なく集合処理施設の統合が可能になった。統合すれば維持管理費の削減になるが、その為の資本費も上がる。施設の償却も考慮しつつ統合を考えている。(統合については、遠い将来の話になる。)

## 4 その他

(事務局) 第2回審議会の会議録の公開についてのご確認いただきたいこと、次回の会議開催について、日程調整をお願いしたいこと、傍聴規程により次回審議会について公開・非公開の協議をお願いしたい。

(委員) 審議会については、原則公開とし、担当課からの資料内容により事務局と担当課で協議し決定してはどうか。

<委員 了承>

(委員長) 次回は平成20年1月29日(火)の午前9時からでよろしいか？

担当課には資料作成等願います。

<委員 了承>

## 5 閉会(副会長あいさつ)

下水道使用料については、統合するという方針を決定し、次回も従量制について引き続き審議をお願いしたい。